

三条市勤労青少年ホーム（ソレイユ三条）の使用について

一般貸出時間

- 月～金曜日・土曜日・日曜日・祝日ともに、午前9時～午後10時まで。
- 上記の使用は、事前の申込み等手続きが必要となります。
- ロビーはいつでもお使いになれます。
- ※上記の時間でソレイユ三条の講座・サロン・サークル等の活動時間は貸出しできません。

使用申込み・手続きについて

- 使用申込みは、使用日の60日前から電話や窓口などで受付します。
使用申込みをされた方は、14日以内かつ使用日の3日前までに使用許可申請手続きを行い、同時に利用料金を納入してください。
- 使用許可申請手続きは、平日の午前9時～午後10時までの間にお願いします。
- 使用時間は、準備から後始末までの時間となりますので、お守りください。
- 使用者の都合により使用を取り消される場合は、還付申請を行ってください。
30日前の場合は、50%還付します。ただし、これ以降は還付できませんのでご了承ください。

施設使用について

- 使用当日、受付に許可証を提示し指示に従ってください。
- 使用終了後は、会場の整理整頓をし、係員の点検を受けてください。
- ゴミ類は、各自でお持ち帰りください。
- 建物や設備・器具等を破損した場合は、速やかに事務室に申し出てください。
- 多目的ホールは土足厳禁です。（内履きをご用意ください。）
- 料理講習室は土足厳禁です。（備え付けのサンダルをご利用ください。）
※料理講習室を出る際は、サンダルのままでは出ないで履き替えてください。
- 車、自転車、バイクは、所定の場所に駐車してください。（車68台）
なお、使用規模により、駐車場整理係員を配置してください。
- 原則として飲酒はお断りします。
- 喫煙は、決められた場所（多目的ホール玄関脇）以外は全館禁煙です。

三条市勤労青少年ホーム条例（抜粋）

（利用等の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定により、利用証の交付を受けた者又は使用の許可を受けた者であっても、ホームの利用もしくは使用を拒み、又はその利用証を無効とし、若しくはその使用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とする利用又は使用であるとき。
- (4) 指定管理者の指示した事項に違反したとき。
- (5) その他指定管理者が管理上不相当と認めたとき。

2 前項の場合において、利用者又は使用者に損害があっても、指定管理者はその責めを負わない。

三条市勤労青少年ホーム（ソレイユ三条） 指定管理者：一般社団法人新潟県労働者福祉協議会

〒955-0852 三条市南四日町1-15-8 TEL. (0256) 32-3362 FAX. (0256) 32-9898

URL <http://soleil-sanjo.com/> E-mail soleil-sanjo@nct9.ne.jp